

第6 障害者支援の総合的な推進

障害があっても当たり前地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者等への支援施策の推進等を図る。

また、平成22年12月に公布された障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正法について、平成24年4月の施行に適切に対応するとともに、平成23年8月に提出された総合福祉部会の骨格提言を踏まえた支援策を推進する。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進

1兆2,766億円(1兆1,553億円)

(1) 良質な障害福祉サービスの確保【一部新規】

7,434億円(6,342億円)

障害者等が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスを計画的に確保する。

また、平成24年4月に+2.0%の障害福祉サービス費用(報酬)の改定を行い、福祉・介護職員の処遇改善、通所サービス等の送迎を含む障害者の地域生活の支援、障害福祉サービスの質の向上等を推進する。

(参考)【平成23年度第4次補正予算案】

○障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し・延長(平成24年度末) 115億円

障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の所要額の積み増し及び平成24年度までの期間延長を行い、事業所の運営の安定化支援、設備等の整備、法施行に伴い必要な地方自治体の経費助成等を実施する。

(2) 障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置(復旧・復興(復興庁計上))

16百万円

東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域の住民の方について、その利用者負担の免除の措置を延長する場合に、市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

(3) 地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】(一部重点化)

450億円(445億円)

移動支援やコミュニケーション支援など障害児・者の地域生活を支援する事業について、市町村等での事業の着実な実施や定着を図る。

また、障害児・者が地域生活へ移行するための支援や、安心して地域で暮らすことができるための支援体制を整備するため、地域での相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化や成年後見制度の利用を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化など障害児支援の充実を図る。

(4) 障害者への良質かつ適切な医療の提供

2,057億円(1,991億円)

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担の在り方については、引き続き検討する。

(5) 障害児・者への福祉サービス提供体制の基盤整備【一部新規】(一部重点化)

117億円(108億円)

障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進する。

また、基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

さらに、災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急の受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進する。(復旧・復興):45億円

※ これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた大規模修繕等及び保護施設等の整備については、平成24年度から地域自主戦略交付金(一括交付金)により対応する。

(参考)【平成23年度第4次補正予算案】

○社会福祉施設整備等の追加財政措置

30億円

社会福祉施設等施設整備費補助金に係る各自治体からの整備計画に対応するための所要額を計上し、障害福祉サービス提供体制の基盤整備を促進する。

(6)障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 4. 2億円(4. 1億円)

平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行に向けて、都道府県や市町村で障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制を整備するとともに、家庭訪問や関係機関職員への研修、障害者虐待の通報義務等の制度の周知等による支援体制の強化を図る。

(7)障害者スポーツに対する総合的な取組等の推進【一部新規】 8. 5億円(5. 1億円)

平成 23 年 6 月に成立したスポーツ基本法を踏まえ、ロンドンパラリンピック等の世界大会への日本選手団の派遣や強化合宿の実施などを推進することにより、障害者スポーツの振興を図る。

(8)障害程度区分の調査・検証【新規】 1億円

実態に即した公平・透明な支給決定が行われるよう、障害程度区分に関する調査・検証を行う。

(9)重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業【新規】 22億円

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている財政力の弱い市町村に対し財政支援を行う。(障害者自立支援対策臨時特例交付金の基金事業であったものを新たに補助金化するもの。)

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

275億円(246億円)

(1)地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問支援)体制の整備 7. 9億円(7億円)

障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している患者などに対し、アウトリーチ(訪問支援)により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修等を実施する。(25 箇所→28 箇所)

(2)精神科救急医療体制の整備 **20億円(18億円)**

精神疾患をもった救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう体制の充実に取り組むとともに、身体疾患を合併している患者に対応できる病床の確保や救急搬送受入体制の強化等により、精神科救急医療体制の整備を推進する。

(3)精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進【一部新規】 **3.3億円(6.7億円)**

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県等で精神科病院の入院患者への退院促進に向けた啓発活動や対象者が退院に向けて行う準備への支援などを行うため、地域生活に必要な体制整備を促進する「地域体制整備コーディネーター」を配置し、精神障害者の退院促進や地域定着に向けた事業を実施する。

また、入院患者の約半数を占める高齢入院患者に対して退院に向けた包括的な地域支援プログラムによる治療や支援等を行い、地域移行に向けた退院支援を行う。

(4)認知行動療法の普及の推進 **98百万円(98百万円)**

うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法（※）の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

※認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(5)災害時心のケア支援体制の整備【一部新規】 **1.1億円**

近年必要性が高まっている PTSD (心的外傷後ストレス障害) 対策を中心とした事故・災害等の被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で、精神科医師等で構成する「心のケアチーム」の設置等を行い、日常的な相談体制の強化や事故・災害等発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、「心のケアチーム」を迅速かつ円滑に派遣し、ニーズに応じた活動を効率的かつ継続的に実施するため、迅速、適切な連絡調整業務の中核となる全国的な機関を設置し、東日本大震災被災者への継続的な対応や今後の災害発生に備えた体制を整備する。

(6)心神喪失者等医療観察法の医療提供体制の確保等【一部新規】 **236億円(208億円)**

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関の確保を行うとともに、入院から通院を通じた継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

また、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の専門家により医療体制等について技術的助言を行うことにより、医療の向上を図る。

3 発達障害者等支援施策の推進

8.7億円(7.8億円)

(1) 発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成等【一部新規】

3.5億円(3.9億円)

① 支援手法の開発、人材の育成

2.7億円(3.3億円)

発達障害者一人ひとりのニーズに対応する一貫した支援を行うことができるよう、先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立する。

また、国立障害者リハビリテーションセンター等で、発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発に取り組むとともに、発達障害者支援に携わる人に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。

② 発達障害に関する理解の促進

71百万円(65百万円)

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う発達障害情報・支援センターにおいて、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)を契機に、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(2) 発達障害者の地域支援体制の確立

2億円(2億円)

都道府県等に置かれている発達障害者支援センターで、発達障害のある人やその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。

また、都道府県等で、ペアレントメンター(※1)の養成とその活動を調整する人の配置、健診などにおけるアセスメントツール(※2)の導入を促進する研修会の実施等を行う。

※1 ペアレントメンター：発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

※2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

(3) 発達障害の早期支援

2.7億円(1.6億円)

市町村で発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う(66市町村→113市町村)。

(4) 発達障害者への災害時支援【新規】(復旧・復興(復興庁計上)) 45百万円

発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や避難場所の確保など、災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成する。

4 障害者への就労支援の推進

233億円(233億円)

(1) 障害者の就労促進(障害者が誇りと生きがいを持って働ける社会の実現)

(再掲・44ページ参照)

229億円(228億円)

①雇用率達成指導の強化、地域の就労支援力の更なる強化 82億円(77億円)

②障害特性・就労形態に応じたきめ細かな支援策の充実・強化 29億円(29億円)

③障害者の職業能力開発支援の推進 55億円(56億円)

(2) 工賃向上のための取組の推進

4億円(5億円)

工賃向上計画については、各都道府県におけるこれまでの「工賃倍増5か年計画」による取組みを踏まえて見直しを行い、経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とする新たな「工賃向上計画の策定(3年間)」を支援することで、就労継続支援B型事業所(一般企業等での就労が困難な障害者への就労を支援(雇用契約によらない)する事業所)における安定的・継続的な作業を確保するなど、工賃引き上げに向けた取組を支援する。